

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和８年８月～令和９年７月）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当		
	約1,160万円 ～	83万円以上	901万円超	3割 （※1）	270,300 +（医療費－901,000）× 1%	<140,100>	1,680,000
	約770万円 ～ 約1,160万円	53万円 ～ 79万円	600万円～901万円		179,100 +（医療費－597,000）× 1%	<93,000>	1,110,000
	約370万円 ～ 約770万円	28万円 ～ 50万円	210万円～600万円		85,800 +（医療費－286,000）× 1%	<44,400>	530,000
	～ 約370万円	26万円以下	210万円以下		61,500		530,000 （※5）
	住民税非課税				36,900	<24,600>	290,000

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）			年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）		多数回該当	
	約1,160万円 ～	83万円以上	690万円以上	3割	270,300 +（医療費－901,000）× 1%		<140,100>	1,680,000
	約770万円 ～ 約1,160万円	53万円 ～ 79万円	380万円以上		179,100 +（医療費－597,000）× 1%		<93,000>	1,110,000
	約370万円 ～ 約770万円	28万円 ～ 50万円	145万円以上		85,800 +（医療費－286,000）× 1%		<44,400>	530,000
	～ 約370万円	26万円以下 （※2）	145万円未満 （※2、3）	70-74歳 2割 75歳以上 1割（※4）	22,000 （年間上限216,000）	61,500		530,000 （※6）
	住民税非課税				11,000 （年間上限96,000）	25,700	<24,600>	290,000
	住民税非課税（所得が一定以下）				8,000	15,700	—	180,000

※1 義務教育就学前の者については２割。
※2 収入の合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。
※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。
※4 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については２割。

※5 「年収換算 ～約200万円（健保：15万円以下、国保：86万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。
※6 「年収換算 ～約200万円（健保：15万円以下、国保・後期：28万円未満）」区分に該当することが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和９年８月以降に償還払い。